三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金

【飲食店の皆様向け申請要項】

【申請受付期間】

令和3年3月8日(月)から同年4月16日(金)まで

【申請書類の提出方法】

郵送のみ受付 令和3年4月16日(金)まで(消印有効)

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出は一切受け付けいたしません。

※料金が不足する場合は受け付けいたしません。発送前に送料を確認のうえご提出ください。

<宛先> 〒514-8799 津中央郵便局留

【受取人 〒514-8570 三重県津市広明町13番地】 三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金事務局 宛

※封筒オモテ面に「申請書在中」とご記載ください。

※切手を貼り付けのうえ、オモテ面には宛先の住所、受取人の住所および宛名を、

裏面には差出人の住所および氏名をご記載ください(詳細は、記入例を参照してください)。

※レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【お問い合わせ先】

<u>県庁や市役所等の窓口では申請等の相談は行っておりません。</u>支援金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金相談窓口

電話番号: 050-8882-6380 9時から17時まで(土日祝を除く)

開設期間:令和3年4月30日(金)17時まで

※必ずお読みください※

- 1 支援金の支給決定後、虚偽又は支給要件に該当しない事実等が判明した場合は、支援金の支給決定を取り消します。支援金を振込済みの場合、申請者は、支援金を全額返還することとなります。
- 2 支援金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 3 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者(又は問合せ担当者)へ追加の書類 提出を求める通知を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不 足が、三重県の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者が支援金の支給を受ける ことを辞退したものとみなし、不支給の決定を行います。
- 4 支援金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、申請者名等を 警察へ通報する場合があります。

Ι 支援金の概要

■趣旨

三重県新型コロナウイルス感染症「緊急警戒宣言」の発出等により、「大人数や長時間におよぶ飲食を避ける」などの行動自粛要請が続き、特に飲食店やその取引先等を取り巻く厳しい環境が長期化しています。

現状をこのまま放置すれば、個人経営が多く、経営基盤が弱い中小企業・小規模企業の飲食店や その取引事業者等の廃業が増加し、地域経済への深刻な影響が懸念されるため、飲食店やその取引 事業者等の事業継続を下支えするための支援金を支給します。

■対象事業

P4別紙1「対象事業について」を参照

■支給額

1店舗あたり30万円(一律)

■申請受付期間

令和3年3月8日(月)から同年4月16日(金)まで(消印有効)

Ⅱ 申請要件

本支援金の申請要件は、次のとおりとします。

(1) 中小企業・小規模企業(個人事業主を含む)等が有する、次のア〜オの要件を全て満たす 県内飲食店(店舗)であること。

※事業者の範囲については、P5別紙2を参照してください。

- ア 店舗の運営について申請者が決定権を有すること。
- イ 屋内に常設の飲食スペースがあること。
- ウ 飲食店を営むに必要な許可等をすべて取得した上で、令和2年11月30日以前から開業しており、営業の実態があること。
- エ 令和2年12月、令和3年1月、令和3年2月のいずれかの月の事業収入(売上)が前年同月比で50%以上減少していること。
- オ 支援金支給後も店舗を継続する意思があること。
- (2) 三重県から、検査又は説明の求めがあった場合は、これに応じること。
- (3) 以下のいずれにも該当しないこと。
- ア 政治団体、宗教上の組織又は団体
- イ 支援金の趣旨に照らして適当でないと知事が判断する者

(4)申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

Ⅲ 申請から支給までの流れ等

■申請書類等の作成・準備

本要項を参照し、申請書類の作成と添付書類を準備してください。

■申請書類等の提出

P6別紙3「申請に必要な書類」で規定する申請書類及び添付書類について、必要な書類全てを 郵送にて提出してください。

申請書類等は事業者により異なりますのでご注意ください。

なお、書類は A4 サイズに統一し、提出書類チェックシートの順に並べて提出してください。 ※申請書類等の返却はいたしません。

■審査

必要書類に不足がないか、支給要件に該当しているか等を審査します。

提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者(又は問合せ担当者)へ追加の書類提出を求める通知を行います。

また、必要があれば申請書類等に関して説明を求めることがあります。

■支給・不支給の決定

支援金の支給・不支給を決定し、書面にて通知します。

■支給について

支給決定を通知した方に対し、順次支援金を振り込みます。

Ⅳ その他

■不正等が判明した場合について

虚偽申請や不正受給等が判明した場合、支援金の支給を受けた申請者名等を警察へ通報する場合があります。

別紙1

対象事業について

(1)対象となる飲食店の例示

一般食堂 日本料理店 西洋料理店 中華料理店 焼肉店 レストラン そば・うどん店 すし店 喫茶店 ハンバーガー店 お好み焼き店 料亭 バースナック 居酒屋 ビヤホール 等

※飲食スペースが屋外のみの場合やテイクアウト専門店、デリバリー、キッチンカー、屋台等は対象外です。

スーパーやコンビニエンスストアのイートインスペースは対象外です。

(2) ホテル・旅館の取扱い

ホテル業・旅館業については対象外です。

ただし、次の①~④のすべてを満たす飲食サービスを提供している「ホテル・旅館」又は「ホテル・旅館内のレストラン、食堂等」は対象となります。

- ① 当該飲食サービスを<u>宿泊客以外</u>の利用者(一般客)が<u>常時利用可能(注)</u>であること。 (注)宴会の予約が入った時のみ飲食サービスを提供している場合は対象外です。
- ② 当該飲食サービスを提供していることを、対外的に公表していること。
- ③ 当該飲食サービスを令和2年11月30日以前から提供していること。
- ④ 当該飲食サービスに係る売上が、前年同月比で50%以上減少していること。 ただし、当該飲食サービスに係る売上と宿泊客に係る売上等を切り分けることが困難な場合にあっては、それらを合算した売上が前年同月比50%以上減少していること。

(3) 他のサービスを提供しながら飲食サービスを提供している場合

上記(2)のように、他のサービスを提供しながら同じ建物内や敷地内で飲食サービスを提供している場合(例:結婚式場、ゴルフ場等)についても、上記(2)①~④を満たす場合は対象となります。

別紙2

1 中小企業・小規模企業とは

申請要件中の「中小企業・小規模企業」とは、「中小企業基本法」(昭和38年7月20日法律第154号)における「中小企業者の範囲」及び「小規模企業者」とし、具体的には次のとおりです。

業種	中小企業者		小規模企業者
	(下記のいずれかの条件を満たすこと)		
	資本金の額又は	常時使用する	常時使用する
	出資の総額	従業員の数	従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300 人以下	20 人以下
②卸売業	1億円以下	100 人以下	5人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5人以下
④サービス業のうち旅館業	5,000 万円以下	200 人以下	5人以下
⑤小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5人以下

2 「中小企業・小規模企業(個人事業主を含む)等」の「等」とは

協同組合等や、特定非営利活動法人(NPO法人)、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、 学校法人等で収益事業を行っており、基本財産額・出資金等、常時雇用する従業員数から中小企業・ 小規模企業と同等とみなせる場合に限ります。

別紙3 中請に必要な書類

※各書類の「写し」については、<u>数字や文字が読みとれる状態</u>での提出をお願いします。読みとりが困難な場合再提出を求めるため、審査が遅くなりますのでご注意ください。

提出書類一覧

◆三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金支給申請書兼請求書 【第1号様式】 1

法人の場合は代表者印(会社印不可)、個人の場合は申請者の個人印を押印してください。

◆対象店舗情報 【第1号様式別紙】

対象店舗を複数申請する場合は、1店舗につき1枚作成してください。

|◆誓約書 【第2号様式】

必ず、申請者本人が自署してください。ゴム印は認められません。

◆飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し

原則として申請者本人名義の許可証が必要です。

複数の対象店舗を申請する場合は、全ての店舗分が必要です。

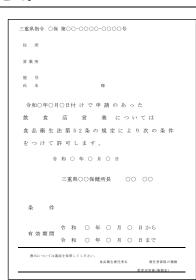
申請日時点で有効な許可証の必要があります。

4

2

3

許可証の名義が申請者と異なる場合、業務委託契約 書等、関係性を公的に証明できる書類がある時は、申 請者名義の許可等でなくても認められることがあり ます。



◆営業する上で必要な許可証や届出等の写し〈該当がある方のみ〉

5 ※

6

飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の他にも営業に必要な許可等がある場合は、あわせて写しを提出してください。

例:深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出 等

◆売上減少月とその前年同月の売上台帳等の写し

令和2年12月、令和3年1月、令和3年2月のいずれかの月(以下、売上減少月とする)の 店舗ごとの売上が、前年同月比で50%以上減少していることを確認します。

対象店舗の、売上減少月とその前年同月の売上額がわかる売上台帳等の写しを提出してください。売上台帳等には、<u>年月や、売上額の合計額とその内訳(日ごとの売上額)</u>を明確に記載してください。

※複数の対象店舗を申請する場合は、全ての店舗分が必要です。

(例) 令和2年12月で比較する場合

⇒令和2年12月分の売上台帳等と令和元年12月分の売上台帳等の写しを提出

<新規創業者(令和2年2月2日から同年11月30日の間に創業)の場合>
新規創業者については、P7の8「新規創業事業者特例計算書」をご覧ください。

<売上台帳として確認できる書類の例>

- ・経理ソフトから抽出した売上データ
- ・エクセル等で作成した売上データ 等
 - ※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。
 - ※売上台帳等には【年月】と【売上額(合計額とその内訳)】を明記してください。
 - ※売上額が〇円の場合は、売上額が【〇円】であることを明確に記載してください。

◆確定申告書の写し(収受印入り)

<法人>

直近の<u>「法人税の申告書(別表一)」及び「法人事業概況説明書(2枚〈両面〉)」の写し</u>を提出してください。

※e-Tax を利用して申告した場合は、申告書等とともに「受信通知」を添付してください。

<個人>

7

8

※

令和2年分(令和3年2月16日受付開始分)の収受印入り「所得税の申告書B(第一表)」の写しを提出してください。

※e-Tax を利用して申告した場合は、申告書等とともに「受信通知」を添付してください。



◆新規創業事業者特例計算書 【第3号様式】

〈新規開業店舗(令和2年2月2日から同年11月30日の間に開業した店舗)のみ〉

前年同月と売上比較ができない新規開業店舗については、第3号様式を用いて、開業月から 令和2年11月までの月平均売上額を算出し、その数値と売上減少月の売上額を比較します。

そのため、<u>開業月から令和2年11月までの全ての月及び売上減少月の売上台帳等の写し</u>を 提出してください。売上台帳等には、<u>年月や売上額の合計額とその内訳(日ごとの売上額)</u>を 明確に記載してください。

なお、複数の店舗を新規開業した場合は、1店舗ごとに1枚作成してください。

- 今「法人設立届出書」又は「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し〈新規創業者の方のみ〉 新規創業者で法人の場合は「法人設立届出書」、個人の場合は「個人事業の開業・廃業等届出 書」を提出してください。
- ◆一般客に施設内の飲食サービスを常時利用することが可能なことを公表している資料 10 〈P4別紙1「対象事業について」の(2)又は(3)に該当する方のみ〉
- ※ 一般客に飲食サービスを提供している情報を公表している情報誌やチラシ、ホームページ等 のコピーを提出してください。

7

◆店舗の外観写真(カラー印刷) [貼付台紙1]

以下を判別できる写真が必要です。

11

①店舗全体 ②店舗名

令和3年3月以降に撮影したものを添付してください。

複数の対象店舗を申請する場合は、全ての店舗分が必要です。

店舗の様子や状態は写真をもとに確認するので、分かりやすい写真を添付してください。

◆店舗の内観写真(カラー印刷) [貼付台紙2]

以下を判別できる写真が必要です。

12

①店内全体 ②飲食スペース

令和3年3月以降に撮影したものを添付してください。

複数の対象店舗を申請する場合は、全ての店舗分が必要です。

店舗の様子や状態は写真をもとに確認するので、分かりやすい写真を添付してください。

◆本人確認書類の写し 「貼付台紙3]

申請者(法人の場合は代表者)本人の運転免許証等、顔写真付きのものを提出してください。 運転免許証がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、現住所が 確認できる書類をあわせて提出してください。

13

例) 住民票

氏名・住所が明記された公共料金の領収書 等

FEE HINNI

※住所変更等があった場合は、変更後の内容が確認できる部分の写しも提出してください。

◆通帳の写し(カラーコピー) [貼付台紙4]

申請者本人(法人の場合は当該法人)名義の口座の通帳のオモテ面と 1・2 ページ目部分の 写しを提出してください。

必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインター 14 | ネットバンキングの場合も同様です。 1・2ページ目 オモテ面

①金融機関名

②支店名

③口座番号

④口座名義人(漢字、フリガナ)





◆提出書類チェックシート

15 チェックシートを活用し、提出書類に不足がないよう確認を行ってください。 提出書類は、チェックシートの順に並び替えて提出してください。

※申請に必要な書類に関する相談は、以下の相談窓口にて受け付けております。受付時間内にお電 話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金相談窓口

電話番号: 050-8882-6380 9時から17時まで(土日祝を除く)

開設期間:令和3年4月30日(金)17時まで